

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 5 号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

岐阜県知事 江崎 禎英

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
令和 8 年 6 月 15 日	株式会社かどま	代表取締役 後藤 妃三絵	羽島郡笠松町門間 5 7 0 - 1	（般－6） 第 104566 号	塗装工事業
令和 8 年 6 月 23 日	有限会社富田建装	代表取締役 竹野 保男	本巣市三橋 1 1 0 1 - 1 0	（般－5） 第 102041 号	建築、石、タイル・れんが・ブロック及び内装仕上工事業
令和 8 年 7 月 21 日	有限会社匠技術	代表取締役 玉置 忠	可児市中恵土 2 3 7 1 - 4 8 4	（般－6） 第 501083 号	電気通信工事業
令和 8 年 8 月 10 日	有限会社竹内左官店	代表取締役 竹内 勝	下呂市湯之島 7 4 9 - 2	（般－3） 第 15815 号	左官及びタイル・れんが・ブロック工事業